〇国立大学法人上越教育大学情報戦略室規程

(平成27年3月24日規程第16号)

(設置)

第1条 国立大学法人上越教育大学基本規則(平成22年基本規則第1号)第4条第4項の 規定に基づき,国立大学法人上越教育大学情報戦略室(以下「情報戦略室」という。) を置く。

(目的)

第2条 情報戦略室は、国立大学法人上越教育大学(以下「本法人」という。)の戦略的な運営を支援することを目的とする。

(業務)

- 第3条 情報戦略室においては、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 本法人運営の基礎となる情報の収集、分析及び公開に関すること。
 - (2) 中期目標,中期計画及び年度計画に係る原案の策定に関すること。
 - (3) 自己点検・評価,認証評価及び法人評価(以下「自己点検・評価等」という。)に係る専門的実務に関すること。
 - (4) 自己点検・評価等の結果に基づく改善に関すること。
 - (5) その他本法人の運営に関し、学長が必要と認めた事項

(組織等)

- 第4条 情報戦略室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 室長
 - (2) 次長
 - (3) 室員
- 2 室長は、学長が指名した副学長をもって充て、情報戦略室を統括する。
- 3 次長は、学長が指名した者をもって充て、室長を補佐する。
- 4 室員は、学長が指名した者をもって充てる。
- 5 次長及び室員の任期は、次長又は室員として指名された日の属する年度の末日までと し、再任を妨げない。

(事務の処理)

第5条 情報戦略室に関する事務は、経営企画課において処理する。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、情報戦略室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人上越教育大学評価支援室規程(平成18年規程第30号)は、廃止する。